

令和元年 6 月 13 日

関係各位

公益社団法人兵庫県物産協会

「ふれあいの祭典 ふれあいフェスティバル in 北播磨」における  
出展(店)事業者募集について (ご案内)

今年度のふれあいの祭典は、阪神・淡路大震災 25 年の節目であることをふまえ、広域防災拠点である県立三木総合防災公園で令和元年 10 月 26 日 (土)、27 日 (日) に開催いたします。また、当協会は今年度もその中の物産コーナーを主管し、兵庫の特産品・民芸品などの紹介、販売宣伝に努めることとしています。

つきましては、主旨に賛同し、出展(店)を希望する事業者を下記により募集いたします。

記

- 【開催日】 令和元年 10 月 26 日 (土)・27 日 (日)
- 【会場】 県立三木総合防災公園 (三木市志染町)
- 【主催者】 ふれあいフェスティバル in 北播磨実行委員会
- 【出展内容】 物産、観光コーナーを設け兵庫の物産の紹介、販売等を行います。  
①食品販売 ②イートイン ③民芸品 ④各種実演販売 等
- 【スペース】 1 社 1 小間: 3.6m×3.6m テント 1 張り (机、イス、電気は主催者で用意)  
会場内にテントを当協会分として 10 張り程度を設置します。
- 【負担金】 1 小間につき 10,000 円 及び 販売額の 10%を申し受けます。
- 【申込方法】 6 月 28 日 (金) までに、「出展(店)申込書」等 提出書類を下記担当へご提出ください。なお、飲食を伴う出展については、露店の営業許可が必要です。記入にあたっては、「ふれあいの祭典出展概要」をご覧ください。
- 【連絡事項】
- ・プロパンガスの使用持ち込み可 (安全が確認されているもの)
  - ・電源の数・容量が多い場合は経費負担をお願いする場合があります。
  - ・飲食物提供の容器はリサイクル可能なものを使い環境に配慮ください。
- 【出展決定】 応募者多数の場合は、関係機関等協議のうえ決定します。(7月中旬)

【お問い合わせ先】

(公社) 兵庫県物産協会 事務局 担当: 西川

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁 1 号館 7 階

TEL: 078-361-8751 FAX: 078-382-1206

E-mail: [mail@hyogo-bussan.or.jp](mailto:mail@hyogo-bussan.or.jp)



## ふれあいの祭典 ふれあいフェスティバル in 北播磨 出展(店)概要

開催日時：令和元年 10 月 26 日（土）、27 日（日）10:00～16:00

開催場所：県立三木総合防災公園（三木市志染町三津田 1708）

主催：ふれあいフェスティバル in 北播磨実行委員会

出展数：10社程度 1社1小間（テント1張）

負担金：1小間につき10,000円、及び販売額の10%を申し受けます。

### 出展(店)についての注意事項

#### 1 基礎小間仕様

- ① テント：2間×2間（3.6m×3.6m）
- ② 机：450mm×1800mm もしくは 600mm×1800mm
- ③ パイプイス
- ④ 電気：コンセント（使用機器により容量を変更します）
- ⑤ 看板（団体名）：200mm×900mm（文字のフォントの指定はできません。）

- ・ 提出された出展(店)申込書に基づき、備品等を準備します。数量は必要最低限でお願いします。また、申込後の追加はできませんのでご注意ください。
- ・ ブルーシートなどの事実上の消耗品については、各自でご持参ください。
- ・ 各出展(店)ブースで必要なもの（例：パネルボード、ベニヤ板、プロパンガス、消火器等）は、各出店者でご用意の上搬入搬出してください。

#### 2 電気の使用

- ・ 電源コンセントは出展(店)申込書（別紙様式1）に記載の電気器具しか使用できません。申し込みのない場合は絶対にコンセントを使用しないで下さい。
- ・ コードリール（延長コード）が必要になります。各自でご準備下さい。
- ・ 電源については数・容量が多い場合は別途電気使用料をいただく場合があります。

#### 3 水、火気の使用

- ・ 飲食を伴う出店をされる出店者、または火気を使用する出店者は、地面にビニールシートを敷くなど養生し、地面を汚すことのないようご注意ください。
- ・ 上水は持参頂くか、指定の給水ポイントで取水ください。（公園内の散水栓は、雨水（中水）を再利用しているため飲用できません）
- ・ 排水については、指定の排水口以外には絶対に捨てないでください（指定外

の排水口は河川に繋がっており、賠償が発生する恐れがあります)。

- ・ プロパンガス等は、販売業者により安全が確認されているものを持ち込んで下さい。プロパンガスは柱に固定するなど、転倒防止を行なってください。
- ・ 火気を取り扱う場合は、出展（店）者自身で1テント1本以上の消火器（10型で、製造後10年以内のもの）を必ずご準備ください。

#### 4 食品について

- ・ 食品を扱われる出店者の方は、臨時出店届兼調理販売品様式（別紙様式2・3）を事前に提出してください。また、業とみなされる出店者の方は、営業許可の写しもあわせて提出してください。実行委員会に無届けでの提供は絶対にお止めください。

#### 5 ごみについて

- ・ ダンボール・油などブース内で出されたごみ等については、必ず出展者において持ち帰り、責任を持って処分して下さい。（会場内のゴミ箱・集積場は一般来場者用です）。

#### 6 出展負担金について

- ・ 小間料テント1張り10,000円（税込）は開催1ヶ月前（9月下旬）にご請求いたします。
- ・ 販売額の10%は10月27日（日）イベント終了時に、現地にて、2日間の合計額を現金でお支払願います。

#### 7 書類・手続等について

- ① 出展（店）申込書（別紙様式1）
- ② 出店届・調理販売品様式（別紙様式2）  
※複数の食品を提供する場合、別紙様式2は食品毎に作成してください。
- ③ 平面図（別紙様式3）
- ④ 露店の営業許可証（兵庫県下）

<提出先>（公社）兵庫県物産協会 事務局 西川

FAX：078-382-1206

E-mail：[mail@hyogo-bussan.or.jp](mailto:mail@hyogo-bussan.or.jp)

- ・ 関係機関との協議により必要な手続を行って頂く場合があります。期日までに必要な許可等を取得されない場合、出展（店）を取り消す場合があります。

- ・ 飲食物の販売を伴う出展については、加東健康福祉事務所へ届出が必要です。下記「飲食を伴う出展を行われるみなさまへ」をご覧の上ご提出ください。併せて該当者については露店の営業許可証の写しも提出してください。
- ・ 別途、暴力団等の排除にかかる誓約書等必要書類の提出を依頼する予定です。

## 8 その他

- ・ 搬入搬出に伴う車両台数は1出展（店）者につき、原則2台以内とします。できる限り前日（10月25日（金））に行ってください。搬入搬出については混雑を回避するため、搬入搬出時間の調整をさせていただきます。
- ・ 指定時間以外の自動車での搬入搬出はできません。もし、やむを得ず台車で搬入する場合は、出展（店）者自ら荷物の前後に立ち、安全を確保しながら搬入ください。
- ・ 会場の性質上、搬入搬出時も立入を制限することができませんので、事故防止に特に注意してください。また、夜間の立ち入りも制限することができませんので貴重品や高価なものはテントに置かないなど各自で管理をお願いします。
- ・ 地面や備品等を破損された場合は費用弁償していただきますのでご了承ください（芝生や煉瓦、トラックへの車両乗入禁止：高額賠償になります）。
- ・ 会場の性質上、夜間の立ち入りを制限することができませんので、貴重品や高価なものはテントに置かないなど、各自で管理をお願いします。
- ・ フェスティバル当日の様子を収録した写真や映像は、WEB サイトや印刷物等で使用する場合がありますのでご了承ください。
- ・ トラブルや事故等の防止に努めてください。実行委員会は責任を負いません。
- ・ テントの配置場所については、実行委員会に一任していただきますようお願いいたします。
- ・ 会場は屋外のため、雨の場合、地面が緩くなる恐れがあります。テント内の足元保護のための対策は実行委員会では行いませんので、ブルーシートやベニヤ板などの対策は出展（店）者自身でお願いいたします。
- ・ 車両搬入・出展マニュアルやその他留意事項については、改めて出展（店）決定後にお知らせします。

### 【お問い合わせ先】

(公社) 兵庫県物産協会 事務局 西川

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館7階

TEL: 078-361-8751 FAX: 078-382-1206

E-mail: [mail@hyogo-bussan.or.jp](mailto:mail@hyogo-bussan.or.jp)

## 飲食を伴う出展を行われるみなさまへ

### 1 取扱い品目について

#### (1) 取り扱うことができる食品

- ① 当日、会場内で提供直前に十分な加熱調理が行われ、会場内で食べきる食品（持ち帰り不可）

例) たこ焼き、焼きそば、おでん、お好み焼き、焼き鳥、カレー、フランクフルト、綿菓子 など

- ② 市販品の販売（一部例外有り）

※ 市販されているおにぎり・弁当等を購入して販売する場合でも、食品表示があることを確認し、各商品に記載された保存方法に準じて保管・販売をして下さい。

#### (2) 取扱いが禁止されている食品

- ① 生食肉、生鮮魚介類、牛乳類については市販品であっても販売はできません。

- ② 食中毒の原因になりやすい材料や食材・食品が含まれるもの。加熱工程がないもの。事前調理されるもの。自宅で調理したもの。

例) 会場内で調製したおにぎり・弁当類や、サラダ、サンドイッチ、寿司類、生菓子 など

※販売の可否について判断が難しい場合は、加東健康福祉事務所（TEL0795-42-9371）へお問い合わせ下さい。

### 2 出店に係る手続きについて

#### (1) 保健所の許可等について

- ① 食品を調理・製造し、販売する場合（無料配布を含む）は、出展（店）申込書（別紙様式1）に加えて、臨時出店届兼調理販売品様式（別紙様式2・3の両方）を実行委員会へ提出してください。

※複数の食品を提供する場合、別紙様式2は食品毎に作成してください。

※農産物・ペットボトル等を提供する場合も、別紙様式2を作成してください。

- ② 食品を調理・製造し、販売する場合は、食品衛生法による露店の営業許可が必要な場合があります。既に許可をお持ちの方は、許可内容を確認し、その写しを実行委員会へ提出してください。新たに営業許可を取得する場合は、加東健康福祉事務所へお問い合わせください。

※営業許可について、兵庫県では「政令指定都市・中核市」とそれ以外の「兵庫県下一円」で営業許可が異なりますのでご注意ください。

※このイベントにおいて臨時的に食品の取り扱いをする場合（社会通念上『業』

と認められない範囲で食品を提供する場合は、営業許可が不要です。

※提出する前には、お持ちの営業許可の有効期限がイベント開催日まで有効であること、営業許可業種が出店内容と相違しないこと、三木市を含む営業許可範囲であることを確認してください。

## (2) 検食について

食品を調理される場合は、その原材料及び調理後の食品を食品ごとに1食分を各自イベント終了後2週間は冷凍保存しておいてください。

万が一会場内の飲食が原因で、食中毒等の事故が発生した可能性がある場合には、検査を実施させていただきます。

## 3 衛生的な取扱いについて

食品の取扱い責任者は、以下のことに注意し、食中毒等の事故防止に努めてください。

- (1) 調理を始める前に、調理従事者の衛生チェックシート(別紙様式4)で自己点検を実施すること。
- (2) 社会通念上「業」とみなされる出店者は、食品衛生責任者を必ず配置すること。
- (3) 原材料は適切に管理されたものを仕入れ、鮮度、表示を確認し、要冷蔵(凍)品は、温度計を備えた冷蔵(凍)設備で保存すること。
- (4) カット済食材を準備し、会場での下処理行為は行わないこと。
- (5) 調理の際、特に肉類は加熱を十分に行うこと(中心部75℃で1分間以上)。
- (6) 食器や調理器具(特にまな板・フキン)については、入念に洗浄・消毒し、衛生的に保管すること。
- (7) 調理能力以上の食品の取扱いは避けること。
- (8) イベント3日前から当日までの間に本人及び同居家族に下痢、嘔吐等の症状がある場合は、調理に従事しないこと。
- (9) 調理後はすぐに提供し、提供後はすぐ食べてもらうよう注意喚起すること。
- (10) 保存基準の定められた食品は、基準に従った温度で保存、販売すること。
- (11) 不浸透性材料で作られた蓋付きの廃棄物容器を設置し、ゴミは適正に処理すること。
- (12) 金銭の受け渡しは、調理従事者が行わないこと。
- (13) 臨時出店届(別紙様式2)のうち提供方法が①その場で加熱して直ちに提供、②市販品を小分けして提供、⑥その他に該当する施設については、ブース(テント)ごとにタンクによる手洗い設備、タンクによる器具用給水設備を別個に設けること。
- (14) 保温を要する米飯類は食中毒の危険性が高いことから可能な限り取扱いを控

え、レトルト殺菌された容器包装済みの米飯を使用すること。会場で炊飯する場合は、2時間以内で販売可能な量を見込んで少量ずつ炊飯してください。

#### 4 アレルギー物質を含む食品の表示について

特定のアレルギー体質を持つ方の健康被害の発生を防止するため、特定原材料7品目（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生）を含む加工食品を販売する場合は、当該原材料を含む旨を明示あるいは口頭により伝えてください。

また、「あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン」の20品目を使用する場合についても、当該原材料を含む旨を可能な限り伝えるよう努めて下さい。

#### 5 酒類の取り扱いについて

酒類の販売等を行う際は、「車を運転される方への酒類の提供は固くお断りします」等と明記された看板を設置したり、販売時に口頭で注意する等の方法により、飲酒運転防止への注意喚起をお願いします。（内容により、税務署への届出が必要です。）